

定款（基規1：令和4年6月29日改正）

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社イワキと称する。英文では I W A K I C O., L T D. とする。

(目的)

第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 各種ポンプの製造販売
- (2) 理化学、医療用、衛生用並びに作業用機械器具の製造販売
- (3) 動物、植物等の生物の生育用機械器具の製造販売
- (4) 電気機械器具の製造販売
- (5) 度量衡器、計量器の製造販売
- (6) 建設工事並びに前各号に附帯又は関連する設備工事の設計、監理及び施工
- (7) 前各号に関連する一切の事業に対する投資
- (8) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、

定款（基規1：令和4年6月29日改正）

日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当会社の発行可能株式総数は、8100万株とする。

（自己株式の取得）

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を、行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株式予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

（株主名簿管理人）

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新

定款（基規1：令和4年6月29日改正）

株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができます。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

定款（基規1：令和4年6月29日改正）

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出することを要する。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。

定款（基規1：令和4年6月29日改正）

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、取締役社長が議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第23条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（代表取締役）

第24条 取締役会は、その決議により、会社を代表すべき取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

（役付取締役）

第25条 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の決議）

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

2 当会社は、取締役会の決議の目的である事項につき、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

（相談役及び顧問）

第27条 取締役会の決議で、相談役及び顧問を若干名置くことができる。

（取締役会の議事録）

第28条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

定款（基規1：令和4年6月29日改正）

（取締役会規程）

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第31条 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。

（監査役の選任）

第33条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

定款（基規1：令和4年6月29日改正）

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日より3日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当会社は、取締役会の決議によって、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当会社は会計監査人を置く。

定款（基規1：令和4年6月29日改正）

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第46条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第47条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を行う。

(中間配当金)

第48条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第49条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。